

速



北陸中日新聞

報

名張毒ぶどう酒 奥西死刑囚

再審決定取り消し

名高裁「自白の信用性高い」

三重県名張市で一九六一（昭和三十六）年三月、農薬入りぶどう酒を飲んだ女性五人が死亡し、十二人が中毒症状になった「名張毒ぶどう酒事件」の異議審で、名古屋高裁刑事二部の門野博裁判長は二十六日、「自白の信用性は高く、確定判決の事実認定に疑問は生じない」として、奥西勝死刑囚（ハ○）名古屋拘置所に在監の再審開始決定に対する検察側の異議を認める決定をした。



奥西勝死刑囚

同高裁刑事一部が昨年四月に出した再審決定を覆す判断。いったんは広がった奥西死刑囚の裁判がやり直される可能性は再び狭まった。弁護側は決定を不服として最高裁に特別抗告する方針。